

平成20年5月12日

各位

会社名 八千代工業株式会社  
代表者の役職氏名 取締役社長 白石 基厚  
(JASDAQ・コード 7298)  
問い合わせ先 総務部長 松本 雅美  
TEL 04-2955-1211

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月12日開催の取締役会において、下記のとおり「定款の一部変更の件」を平成20年6月23日開催予定の第55回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社が平成20年8月に創立55周年を迎えるにあたり、一貫した企業イメージを強く社内外に訴求していくことを目指して、平成19年7月に実施いたしましたロゴマークの改定に伴い、商号の英文表記の一部を変更するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮し、利便性向上及び公告手続き合理化のため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。
- (3) 経営の監督機能と執行機能の分離、取締役会の機動性向上及び経営の意思決定の迅速化を狙いとした執行役員制度の導入により、取締役の減員が見込まれるため、取締役の員数を20名以内から12名以内に変更するものであります。
- (4) 会社法の施行に伴い監査役の役割が更に重要性を増す中、監査体制の一層の強化、充実を図るために、監査役の員数を4名以内から5名以内に変更するものであります。
- (5) 現行定款上の各規程について条文の見直し、一部表現の変更、字句の修正、削除をおこない、統一的合理的に整理するものであります。

#### 2. 定款変更の内容 別紙、新旧対照表参照

#### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成20年6月23日(月)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成20年6月23日(月)

以上

(下線部分は、変更箇所を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、<u>YACHIYO INDUSTRY CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>自動車および自動車部品</u>の製造、販売および修理</p> <p>(2) 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造および販売</p> <p>(3) <u>金属製品および樹脂製品</u>の製造および表面処理加工</p> <p>(4) 前各号に関連する技術の供与および前各号に関連する装置、部品、用品の製造および販売</p> <p>(5) 倉庫業および不動産の賃貸</p> <p>(6) 前各号に関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、八千代工業株式会社と称し、英文では、<u>Yachiyo Industry Co., Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>自動車及び自動車部品</u>の製造、販売及び修理</p> <p>(2) 娯楽教育用の車輛、舟艇、その他乗物の製造及び販売</p> <p>(3) <u>金属製品及び樹脂製品</u>の製造及び表面処理加工</p> <p>(4) 前各号に関連する技術の供与及び前各号に関連する装置、部品、用品の製造及び販売</p> <p>(5) 倉庫業及び不動産の賃貸</p> <p>(6) 前各号に関連する一切の業務</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文の記載省略) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (条文の記載省略) (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (条文の記載省略) (株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第3条 (現行どおり) (機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法で行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり) (単元株式数<u>及び</u>単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。<u>但し</u>、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>第10条 (現行どおり) (株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い<u>及び</u>手数料は、法令<u>又は</u>本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文の記載省略)</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録株式質権者とする。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (条文の記載省略)</p> <p>② 前項のほか必要のある場合は、<u>いつ</u>でも株主総会を招集する。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下、同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(基準日)</p> <p>第13条 当会社は、毎事業年度末現在の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 本定款に定めるもののほか、権利を行使できる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録株式質権者とする。</p> <p>第3章 株 主 総 会</p> <p>(招集)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか必要のある場合は、<u>臨時株主総会</u>を招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>④ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</p> <p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② (条文の記載省略)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>	<p>③ 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>④ 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めたところに従い、取締役会長又は、取締役社長がこれにあたる。取締役会長及び取締役社長にともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第20条 (条文の記載省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 (条文の記載省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、当会社の本店に10年間備え置く。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定することができる。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第23条 取締役会に関しては、法令又は定款に定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会招集の通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>（員数）</p> <p>第26条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>（選任）</p> <p>第27条 （条文の記載省略）</p> <p>（任期）</p> <p>第28条 （条文の記載省略）</p> <p>第29条 （条文の記載省略）</p>	<p>② 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を行い、監査役が当該提案につき異議を述べないときは、当該提案を承認する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>（取締役会招集の通知）</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対し発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。</p> <p>（取締役の報酬等）</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与、<u>退職慰労金</u>その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（監査役の員数）</p> <p>第26条 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>（監査役の選任）</p> <p>第27条 （現行どおり）</p> <p>（監査役の任期）</p> <p>第28条 （現行どおり）</p> <p>第29条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)  第30条 監査役会に関しては、法令または定款に別段の定めがある場合を除くほか、監査役会において定める監査役会規則による。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会招集の通知)  第31条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② (条文の記載省略)</p> <p>(監査役の報酬等)  第32条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条 (条文の記載省略)</p> <p>(期末配当金)  第34条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)  第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第36条 (条文の記載省略)</p>	<p>(監査役会)  第30条 監査役会に関しては、法令又は定款に定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。但し、監査役の権限の行使を妨げることはできない。</p> <p>(監査役会招集の通知)  第31条 監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)  第32条 監査役の報酬、賞与、退職慰労金その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第6章 計 算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(期末配当金)  第34条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。</p> <p>(中間配当)  第35条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>